

# 債権譲渡契約書

譲受人

譲渡人

(以下乙という)は (以下甲という)に対して、本契約にもとづき乙の有する債権を譲渡することを契約した。

第1条 乙が有し、本契約によって甲に譲渡する債権の明細は、本契約書末尾譲渡債権目録記載のとおりとする。

第2条 本契約にもとづき乙が甲に対して譲渡した債権(以下譲渡債権という)につき、乙は甲に対し、債権の存すること、期限に弁済されること、ならびに抗弁の付着していないことを保証する。

第3条 乙は甲に対し、本契約締結後ただちに譲渡債権の債務者(以下第三債務者という)より承諾書を取り付け甲に交付するものとする。

前項の承諾書が得られないときは、乙は第三債務者に対し、配達証明付内容証明郵便にて債務譲渡の通知をなし、通知書及び配達証明書を甲に引渡すものとする。

第4条 緊急の必要ある場合は、前条の手続きにかえて、乙は甲に対し、本契約締結と同時に、乙の記名押印ある債権譲渡通知書を作成して交付し、甲において配達証明付内容証明郵便にてこれを第三債務者に対し発送する事務を行うことができる。

第5条 甲は譲渡債権を取り立て、その回収に要した費用を控除した残額を乙に対して有する甲の債権に充当することができる。

第6条 甲は譲渡債権の取立の方法、またはその結果につき、乙に対して何らの責任を負わない。

第7条 譲渡債権の回収に関して要する費用は、裁判上裁判外を問わず、一切乙の負担とする。

第8条 本契約に関する紛争については、甲の住所または本店を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、甲乙は合意した。

譲渡債権目録

債権の種類

金額

債務者 住所

氏名

備考

上記契約成立の証として本書 2通を作成し、甲乙各自署名押印し、その 通を保有する。

平成 年 月 日

譲受人 (甲)

譲渡人 (乙)